
 論 説

「純粹未修者」弁護士の初期キャリア ～ 67期弁護士 2016年郵送調査データから

藤 本 亮
宮 澤 節 生
石 田 京 子
武士 侯 敦
上 石 圭 一

第 1 章 本稿の課題と主要な知見

1. 問題の設定

司法制度改革審議会は、2001年6月12日に提出した『司法制度改革審議会議見書—21世紀の日本を支える司法制度—』において、「21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。」と指摘し、「入学者選抜については、他学部、他大学の出身者や社会人等の受入れにも十分配慮し、オープンで公平なものとする」とを提案した¹⁾。そして、法科大学院制度導入時から本年廃止されるまで、「法科大学院は、入学者選抜のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努める」ことが要求されていた²⁾。法曹養成に特化したプロフェッショナル・スクールを大学院レベルに設置することは、学部レベルで法学以外の学問分野を専攻した者を法曹として養成するとい

1) <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/> (2018年9月5日閲覧)

2) 平成15年度文部科学省告示第53号第3条1項。

う目的があるからこそ、必要とされるのである。したがって、学部レベルで法学以外の分野を専攻した者が法科大学院を経てどのようなキャリアを歩んでいるかを解明することは、法科大学院制度の将来を検討するための不可欠の作業と言える。

そこで本稿では、2014年12月に一斉登録を行った第67期の弁護士に対して弁護士キャリアパス研究会が2016年2-3月に実施した「67期弁護士第1回郵送調査」(以下「67期第1回調査」)の調査データの分析を、「純粹未修者」に焦点をあてて行うことにした。本稿に先立ち、弁護士キャリアパス研究会では調査の概要と記述統計について藤本亮ほか「第67期弁護士第1回郵送調査の概要—記述統計の提示—」(名古屋大学法政論集第268号(2016年)286頁以下)において報告しており、さらに踏み込んだ分析を「第67期弁護士のキャリア展開：2016年第1回郵送調査データの多変量解析」(名古屋大学法政論集第275号(2017年)45頁以下)で公表している。調査の設計、質問紙原本や各項目の基本的データについてはこれらの論稿を参照されたい。

多様なバックグラウンドを有する法曹を養成するという観点で、学部レベルでの法学専門教育を経ずに法科大学院の3年課程(未修課程)に入学してきた「純粹未修者」が、法科大学院・司法試験・司法修習を経て法曹としてどのように活動しているかを探ることは重要である。本稿では、67期弁護士の初期のキャリアにおいて、この「純粹未修者」が、「隠れ未修者」(法科大学院入学前に法学専門教育を受けた3年課程入学者)や「既習者」と異なったキャリア展開をしているのかどうかを探るものである。

2. 「純粹未修者」の操作的定義

67期第1回郵送調査(2016年実施)では、問1において、学部で取得した学士号が「学士(法学)」あるいは「法学士」であるかどうかを尋ねている。法学部以外の学部学科出身であっても学士(法学)を付与する教育課程があるので、このような尋ね方をしている。「純粹未修者」を識別する際の学部レベルで法学専門教育を受けているか否かはこの取得した学士号が法学であるか否かによって識別することとする。以下の記述においては法学部出身と示す場合は取得した学士号が法学であれば、他の名称の

「純粹未修者」弁護士の初期キャリア（藤本・宮澤・石田・武士俣・上石）

学部出身者であっても法学部出身として扱うことになる。

また、問 2-4 においては、修了した法科大学院の課程を「1. 2 年短縮コース 2. 3 年標準コース 3. 長期履修コース」の 3 カテゴリーで尋ねている。ここで 2 年短縮コースを選択した者を 2 年課程、3 年標準コースを選択した者を 3 年課程修了者として分析する。長期履修コースを修了した 1 ケースは分析対象とはしていない。

これらの変数を用いて、有効回答 427 ケースを、出身学部が法学部か非法学部か、入学した法科大学院課程が 3 年課程か 2 年課程かによって分類すると [表 1-1] のようになる。先の「純粹未修者」たる 3 年課程の非法学部出身者（以下においては 3 年非法学部）は 66 ケース、「隠れ未修者」たる 3 年課程の法学部出身者（3 年法学部）は 23 ケース、2 年課程の非法学部出身者（2 年非法学部）は 102 ケース、2 年課程の法学部出身者は 208 ケースである。

年齢階層別に未修既習出身学部別をみると、3 年非法学部は 20 歳代（24.2%）が少なく、30 歳代（56.1%）が多くなっている。2 年法学部はやはり 30 歳代（48.0%）の多さが目立つ。これに対して 2 年法学部は 20 歳代（76.4%）が圧倒的に多い。このことから、法学部以外の学部の出身者は、学部卒業後に一定の社会経験を積んでから法科大学院に進学するものが相対的に多いことが確認される。純粹未修者を法科大学院に招き入れるという目標と、社会人経験者を法科大学院に招き入れるという目標は、密接に関連しているのである。

[表 1-1] 未修既修・出身学部・年齢層別ケース数

			年齢層				合計
			20歳代	30歳代	40歳代	50歳代以上	
未修既修 出身学部別	3年課程非法学部	度数	16	37	8	5	66
		%	24.2%	56.1%	12.1%	7.6%	100.0%
	3年課程法学部	度数	11	6	4	2	23
		%	47.8%	26.1%	17.4%	8.7%	100.0%
	2年課程非法学部	度数	48	49	4	1	102
		%	47.1%	48.0%	3.9%	1.0%	100.0%
	2年課程法学部	度数	159	35	13	1	208
		%	76.4%	16.8%	6.3%	.5%	100.0%
合計	度数	234	127	29	9	399	
	%	58.6%	31.8%	7.3%	2.3%	100.0%	

3. 本稿における主要な知見³⁾

以下、第2章では法科大学院教育と司法修習の評価、第3章では初期の所属事務所の特性とそこでの地位、第4章では業務内容やクライアント、第5章では所得のそれぞれの観点から、「純粹未修者」＝「3年課程非法学部」と他のカテゴリーとの比較を行う。

とくに有意な知見と、かならずしも有意性は高くないが注目すべき知見を要約すると、下記のとおりである。それらに関する立ち入った分析は、各章で行う。

法科大学院・司法修習の評価（第2章）

- (1) 模擬裁判以外のシミュレーション科目の履修率は、純粹未修者が最も低い。
- (2) クリニック科目の履修率は、純粹未修者を含む非法学部出身者が最も高い。
- (3) 臨床系科目を1科目でも履修した者の割合は、純粹未修者が最も低い。
- (4) 法科大学院が「弁護士を選択する上での動機づけ」において有益であったと評価する割合は、純粹未修者を含む非法学部出身者が最も高い。
- (5) 臨床系科目を履修した者の中では、法科大学院が「弁護士を選択する上での動機づけ」において有益であったと評価する割合は、純粹未修者が最も高い。
- (6) 平均年齢は、純粹未修者が最も高い。
- (7) 「弁護士以外の職に就いたことはない」と回答した者の割合は、純粹未修者が最も低い。
- (8) 有配偶者率は、純粹未修者が最も高い。
- (9) 法科大学院在学中から司法試験合格まで自己の貯蓄で生計を立てていた者の割合は、純粹未修者が最も高い。
- (10) 法科大学院在学中から司法試験合格まで配偶者の収入で生計を立てていた者の割合は、純粹未修者が最も高い。
- (11) 借入金総額は、グループ間で有意差がない。

3) 本節は、いわゆる Executive Summary に相当するものである。

「純粹未修者」弁護士の初期キャリア（藤本・宮澤・石田・武士俣・上石）

- (12) 修習地、司法修習の各段階の有益性評価、法知識の習得等への司法修習の有益性評価では、グループ間で有意差がない。
- (13) 模擬裁判履修者の中では、司法修習が「弁護士倫理の習得」のため有益であったと評価する者の割合は、純粹未修者が最も高い。

職場の特性と職場内の地位（第3章）

- (1) 一斉登録日に登録した割合は、純粹未修者が最も高い。
- (2) 最初の登録地については、グループ別分布で有意差があるが、最も特徴を示すのは純粹未修者ではなく、非法学部出身既修者である（東京三会・大阪以外に登録する傾向が高い）。
- (3) 最初の登録事務所の種類については、グループ別分布で特色はない。
- (4) 地方過疎地登録の割合は、純粹未修者で最も高いが、有意性はない。
- (5) 最初の登録事務所での地位については、純粹未修者は、事務所設立者たる経営弁護士となる割合が最も高く、勤務弁護士となる割合が最も低い。
- (6) 現在の職場の選択理由については、「経験・即独」因子（「社会人経験を活かした仕事ができる」「自分で事務所を開設した」など）の得点が、純粹未修者が著しく高い。

業務内容（第4章）

- (1) 平均労働時間については、グループ別分布で差がない。
- (2) 業務活動類型への労働時間配分については、純粹未修者は「組織内弁護士としての業務」の割合が最も高く、「補助的業務」の割合が最も低い。
- (3) 民事分野における労働時間配分では、純粹未修者は、「訴訟案件」において割合が最も低い。また、「組織内弁護士としての非紛争案件」に割合が最も高く、「民間法律事務所弁護士としての非紛争案件」の割合が最も低い。
- (4) 依頼者の種類別の労働時間配分では、グループ別分布で差がない。

所得（第5章）

- (1) 純粹未修者の所得が他グループの所得よりも有意に低いとはいえない。

- (2) 純粋未修者の中では、東京大学・京都大学・北海道大学などの出身者の平均所得が高い。
- (3) 既修・未修の別と法学部卒・非法学部卒による4グループのそれぞれの中では、性別で平均所得の有意差がない。
- (4) 他の多くの要因との相互作用を考慮しながら行った一連の分析において、純粋未修者であることが所得に影響しているという知見は得られなかった。

(藤本亮・宮澤節生)

第2章 法科大学院・司法修習評価

1. はじめに

第1回67期調査では、2010年に実施した第1回62期弁護士キャリアパス調査の結果と比較して、法学士を取得せずに法科大学院に入学した、いわゆる他学部出身者が減少していることは既に第一報で確認した⁴⁾。それでもなお、回収サンプル425名のうち、94名(22.1%)は他学部出身者であり、このうち純粋未修者と呼ばれる、法学部以外の学部出身で、法科大学院の3年課程を修了して弁護士になった者は66名である。これらの純粋未修者たちは、自らの法科大学院、司法研修所での経験をどのように評価しているだろうか。以下では、主にこれらの純粋未修者とその他の修了生との比較をしながら、純粋未修者の法科大学院教育及び司法修習の評価の特徴を探る。

2. 純粋未修者の法科大学院における教育経験と法科大学院評価

まず、教育経験から見ていく。純粋未修者は原則として、法科大学院において初めて法律基礎科目を学ぶことになるが、彼らは臨床系の科目をどの程度履修しているだろうか。[表2-1]は、修了課程(3年課程を修了した非法学部出身者(いわゆる純粋未修者)、法学部出身者、2年課程を修

4) 藤本亮、石田京子、武士俣敦、上石圭一「第67期弁護士第1回郵送調査の概要」法政論集268号(2016)335頁。

「純粹未修者」弁護士の初期キャリア（藤本・宮澤・石田・武士俣・上石）

了した非法学部出身者、法学部出身者）ごとにみた、臨床系科目の履修状況である。エクスターンシップ（インターンシップ）、模擬裁判、模擬裁判以外のシミュレーション科目（面接、公証、調停技法など）、クリニック科目（現実の相談者・依頼者の事案を扱う科目）のそれぞれの科目における履修状況については、模擬裁判以外のシミュレーション科目について、3年課程非法学部出身グループの履修が有意に少なかった（ $p<.1$ ）。また、クリニック科目については、3年課程、2年課程ともに非法学部出身者グループの履修が比較的多い一方で、2年課程法学部出身者グループの履修は有意に少なかった（ $p<.05$ ）。そして、いずれかの臨床系科目を1科目でも履修したかどうかについては、3年課程法学部出身者グループ、2年課程法学部出身者グループがいずれも95%を超えて履修しており、2年課程非法学部出身者グループも92.2%の履修率であるのに対して、3年課程非法学部出身者グループでは79.7%の履修率であった（ $p<.01$ ）。非法学部出身でも2年課程の学生の履修率は高いことから、純粹未修者は、司法試験のプレッシャーに加えてカリキュラムの制約もあり、他の課程修了者に比べて臨床系科目を履修しにくい状況があるのかもしれない。もっとも、純粹未修者グループにおいても、何らかの臨床系科目を履修した者が約8割であった。法科大学院在学中に、他学部出身者であっても実務に触れる機会を得ている者が多いこと自体は、法科大学院設立の理念に照らして積極的に評価して良いであろう。

[表 2-1] 修了課程別にみた臨床系科目の履修状況

	(1) エクスターンシップ		(2) 模擬裁判		(3) シミュレーション科目		(4) クリニック科目		Q2臨床系科目履修状況		
	履修した	履修しなかった	履修した	履修しなかった	履修した	履修しなかった	履修した	履修しなかった	少なくとも1科目履修した	全く履修しなかった	
3年課程	度数	34	31	39	27	18	47	26	38	51	13
非法学部	%	52.3%	47.7%	59.1%	40.9%	27.7%	72.3%	40.6%	59.4%	79.7%	20.3%
3年課程	度数	9	14	17	6	13	10	5	18	22	1
法学部	%	39.1%	60.9%	73.9%	26.1%	56.5%	43.5%	21.7%	78.3%	95.7%	4.3%
2年課程	度数	55	46	71	31	37	65	41	61	96	5
非法学部	%	54.5%	45.5%	69.6%	30.4%	36.3%	63.7%	40.2%	59.8%	95.0%	5.0%
2年課程	度数	124	83	137	69	82	124	52	156	190	16
法学部	%	59.9%	40.1%	66.5%	33.5%	39.8%	60.2%	25.0%	75.0%	92.2%	7.8%
合計	度数	222	174	264	133	150	246	124	273	359	35
	%	56.1%	43.9%	66.5%	33.5%	37.9%	62.1%	31.2%	68.8%	91.1%	8.9%

(カイニ乗検定、**: $p<.01$, *: $p<.05$, †: $p<.1$)

[表 2-2] 修了課程別にみた法科大学院評価

		(1) 法知識の習得				(2) 法情報調査能力				(3) 弁護士を選択する上での動機づけ*				(4) 弁護士倫理の習得				(5) 実務技能の習得			
		有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった		
		度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%		
3年課程	度数	57		9		49		17		45		21		45		21		26		40	
非法学部	%	86.4%		13.6%		74.2%		25.8%		68.2%		31.8%		68.2%		31.8%		39.4%		60.6%	
3年課程	度数	20		3		14		9		9		14		15		8		7		16	
法学部	%	87.0%		13.0%		60.9%		39.1%		39.1%		60.9%		65.2%		34.8%		30.4%		69.6%	
2年課程	度数	90		12		80		22		69		33		70		32		43		59	
非法学部	%	88.2%		11.8%		78.4%		21.6%		67.6%		32.4%		68.6%		31.4%		42.2%		57.8%	
2年課程	度数	196		12		161		47		116		92		139		67		76		132	
法学部	%	94.2%		5.8%		77.4%		22.6%		55.8%		44.2%		67.5%		32.5%		36.5%		63.5%	
合計	度数	363		36		304		95		239		160		269		128		152		247	
	%	91.0%		9.0%		76.2%		23.8%		59.9%		40.1%		67.8%		32.2%		38.1%		61.9%	
		(6) 特定分野への関心の獲得				(7) 人的ネットワークの構築				(8) 登録地に関する情報				(9) 就職先に関する情報							
		有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった						
3年課程	度数	38		28		52		14		27		39		27		39					
非法学部	%	57.6%		42.4%		78.8%		21.2%		40.9%		59.1%		40.9%		59.1%					
3年課程	度数	9		13		17		6		6		17		5		18					
法学部	%	40.9%		59.1%		73.9%		26.1%		26.1%		73.9%		21.7%		78.3%					
2年課程	度数	55		47		69		33		40		62		39		63					
非法学部	%	53.9%		46.1%		67.6%		32.4%		39.2%		60.8%		38.2%		61.8%					
2年課程	度数	116		92		165		43		66		142		81		127					
法学部	%	55.8%		44.2%		79.3%		20.7%		31.7%		68.3%		38.9%		61.1%					
合計	度数	218		180		303		96		139		260		152		247					
	%	54.8%		45.2%		75.9%		24.1%		34.8%		65.2%		38.1%		61.9%					

(カイニ乗検定、*: $p<0.05$)

[表 2-2] は、修了課程別にみた、法科大学院評価である。修了課程ごとに法科大学院評価の差が認められたのは、「弁護士を選択する上での動機付け」だけであった。3年課程、2年課程共に、非法学部出身者は法学部出身者と比較して、法科大学院が弁護士を選択する上での動機付けとして有益であったと答える者が多かった。法学部以外の学部を卒業した者の中には、法科大学院で初めて法曹を身近に感じた者が多いことが考えられ、法科大学院で学修して自身のキャリアをより具体化させた者が多いのであろう。

では、臨床系科目の履修と法科大学院評価の関係を修了課程ごとに見てみると、どのような特徴が出るであろうか。回答者全体では、法科大学院評価のほぼ全ての項目において、臨床系科目を履修した者の方が、評価の

「純粹未修者」弁護士の初期キャリア（藤本・宮澤・石田・武士俣・上石）

高い傾向にあることが既に確認されている⁵⁾。修了課程によって、臨床系科目の履修と法科大学院評価の関係に差は認められるだろうか。[表2-3]は、法科大学院評価と修了課程のクロス分析を各臨床系科目の履修者ごとに検討し、有意な結果が認められた部分のみを示している。

[表2-3] 臨床系科目の履修者における、修了課程ごとの法科大学院評価の関係（有意差のあった組み合わせのみ表示）

	エクスターンシップを履修した者				模擬裁判を履修した者				シミュレーションを履修した者			
	(3) 弁護士を選択する上での動機づけ**				(3) 弁護士を選択する上での動機づけ*				(2) 法情報調査能力*		(3) 弁護士を選択する上での動機づけ*	
	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった
3年課程 度数	28	6	29	5	35	4	31	8	14	4	14	4
3年課程 %	82.4%	17.6%	85.3%	14.7%	89.7%	10.3%	79.5%	20.5%	77.8%	22.2%	77.8%	22.2%
3年課程 度数	8	1	3	6	14	3	9	8	6	7	5	8
法学部 %	88.9%	11.1%	33.3%	66.7%	82.4%	17.6%	52.9%	47.1%	46.2%	53.8%	38.5%	61.5%
2年課程 度数	47	8	38	17	64	7	52	19	32	5	29	8
非法学部 %	85.5%	14.5%	69.1%	30.9%	90.1%	9.9%	73.2%	26.8%	86.5%	13.5%	78.4%	21.6%
2年課程 度数	120	4	69	55	132	5	81	56	58	24	48	34
法学部 %	96.8%	3.2%	55.6%	44.4%	96.4%	3.6%	59.1%	40.9%	70.7%	29.3%	58.5%	41.5%
合計 度数	203	19	139	83	245	19	173	91	110	40	96	54
合計 %	91.4%	8.6%	62.6%	37.4%	92.8%	7.2%	65.5%	34.5%	73.3%	26.7%	64.0%	36.0%
	クリニック科目を履修した者						少なくとも1科目臨床系科目を履修した者					
	(3) 弁護士を選択する上での動機づけ*		(6) 特定分野への関心の獲得†		(8) 登録地に関する情報†		(1) 法知識の習得†		(3) 弁護士を選択する上での動機づけ**		(7) 人的ネットワークの構築†	
	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった	有益 だった	有益でな かった
3年課程 度数	21	5	15	11	12	14	43	8	39	12	42	9
非法学部 %	80.8%	19.2%	57.7%	42.3%	46.2%	53.8%	84.3%	15.7%	76.5%	23.5%	82.4%	17.6%
3年課程 度数	2	3	2	3	2	3	19	3	9	13	17	5
法学部 %	40.0%	60.0%	40.0%	60.0%	40.0%	60.0%	86.4%	13.6%	40.9%	59.1%	77.3%	22.7%
2年課程 度数	31	10	27	14	18	23	86	10	66	30	65	31
非法学部 %	75.6%	24.4%	65.9%	34.1%	43.9%	56.1%	89.6%	10.4%	68.8%	31.3%	67.7%	32.3%
2年課程 度数	27	25	21	31	11	41	180	10	109	81	152	38
法学部 %	51.9%	48.1%	40.4%	59.6%	21.2%	78.8%	94.7%	5.3%	57.4%	42.6%	80.0%	20.0%
合計 度数	81	43	65	59	43	81	328	31	223	136	276	83
合計 %	65.3%	34.7%	52.4%	47.6%	34.7%	65.3%	91.4%	8.6%	62.1%	37.9%	76.9%	23.1%

(カイニ乗検定（セルが5以下のものについては、Fisherの直接確率検定）、**p<.01, *p<.05, †p<.1)

興味深いことに、エクスターンシップ、模擬裁判、および少なくとも1科目の臨床系科目の履修者においては、「法知識の習得」について、2年課程法学部出身者グループの方が他のグループと比較して有意に「有益であった」と答えている。学部時代に一定程度の法知識を具備した上で、エクスターンシップ、模擬裁判等を受けることが、法学部出身者にとっては法知識のさらなる習得に役立つということかもしれない。

5) 藤本ほか、前掲注1、289頁以下。

一方、いずれの臨床系科目の履修者についても、純粹未修者の方が、他のグループと比較して、法科大学院が「弁護士を選択する動機付け」のために有益であったと答える傾向が認められた。初学者にとって臨床系科目は、弁護士の実務に実際に触れ、自らのキャリアビジョンを描くために有益であることを示唆しているのではないだろうか。

上記のクロス分析は、同じ臨床系科目であっても、履修者の法知識の程度によって、教育効果が異なる可能性を示唆している。初学者にとっては、臨床系科目の履修は自らのキャリアビジョンを具体化させるという、言わば法曹を志すモチベーションに寄与するのに対して、法知識のある者にとっては、既に習得している法知識のさらなる深化に寄与するのではなからうか。

3. 法科大学院在学中から司法試験合格までの生計

純粹未修者は、比較的年齢が高く、社会人経験者のある者も多く、既婚率も高い⁶⁾。一方で、2年課程法学部出身者は、法学部卒業後そのまま法科大学院に入学する者も多く、比較的年齢は若く、社会人経験もない者が多い。この差は自ら、法科大学院在学中および法科大学院修了後司法試験合格までの生計の立て方にも影響を与える。[表 2-4] は、法科大学院在学中の生計、および法科大学院修了後、司法試験合格までの生計をどのように立てていたかをたずねた問い（複数回答）の回答を修了課程ごとにクロス分析したものである。

6) 回答者の現在の年齢をたずねた問いでは、3年課程非法学部出身グループの平均は34.85歳と最も高く、次いで3年課程法学部出身グループが33.5歳、2年課程非法学部出身グループの平均が30.66歳であり、2年課程法学部出身グループの平均が29.44歳と最も若い。弁護士登録前の就業経験をたずねた問いに対して「弁護士以外の職に就いたことはない」と回答した者は、3年課程非法学部出身グループでは39.7%であったのに対して、3年課程法学部出身グループでは44.4%、2年課程非法学部出身グループでは75.3%、2年課程法学部出身グループでは82.1%であった（カイ二乗分析、 $p<.01$ ）。また、調査票では在学中の配偶者の有無はたずねていないものの、回答者の配偶者の有無をたずねた問いでは、有配偶者率は、3年課程非法学部出身グループで50.0%、3年課程法学部出身グループで21.7%、2年課程非法学部出身グループで30.7%、2年課程法学部出身グループで23.6%であった（カイ二乗分析、 $p<.01$ ）。

[表 2-4] 法科大学院在学中の生計

法科大学院在学中の生計												
		自己の収入		自己の貯蓄**		借金		配偶者の収入		親の収入**		給付型
		1該当	0非該当	1該当	0非該当	1該当	0非該当	1該当	0非該当	1該当	0非該当	1該当
3年課程非	度数	12	54	30	36	34	32	6	60	31	35	8
法学部	%	18.2%	81.8%	45.5%	54.5%	51.5%	48.5%	9.1%	90.9%	47.0%	53.0%	12.1%
3年課程法	度数	2	21	4	19	12	11	1	22	10	13	1
学部	%	8.7%	91.3%	17.4%	82.6%	52.2%	47.8%	4.3%	95.7%	43.5%	56.5%	4.3%
2年課程非	度数	12	90	21	81	50	52	2	100	78	24	12
法学部	%	11.8%	88.2%	20.6%	79.4%	49.0%	51.0%	2.0%	98.0%	76.5%	23.5%	11.8%
2年課程法	度数	25	183	32	176	102	106	9	199	158	50	20
学部	%	12.0%	88.0%	15.4%	84.6%	49.0%	51.0%	4.3%	95.7%	76.0%	24.0%	9.6%
合計	度数	51	348	87	312	198	201	18	381	277	122	41
	%	12.8%	87.2%	21.8%	78.2%	49.6%	50.4%	4.5%	95.5%	69.4%	30.6%	10.3%
法科大学院修了後、司法試験合格までの生計												
		自己の収入		自己の貯蓄*		借金		配偶者の収入**		親の収入**		給付型
		1該当	0非該当	1該当	0非該当	1該当	0非該当	1該当	0非該当	1該当	0非該当	1該当
3年課程非	度数	27	39	27	39	11	55	10	56	34	32	2
法学部	%	40.9%	59.1%	40.9%	59.1%	16.7%	83.3%	15.2%	84.8%	51.5%	48.5%	3.0%
3年課程法	度数	7	15	5	17	4	18	1	21	12	10	0
学部	%	31.8%	68.2%	22.7%	77.3%	18.2%	81.8%	4.5%	95.5%	54.5%	45.5%	0.0%
2年課程非	度数	37	65	24	78	9	93	3	99	79	23	2
法学部	%	36.3%	63.7%	23.5%	76.5%	8.8%	91.2%	2.9%	97.1%	77.5%	22.5%	2.0%
2年課程法	度数	56	150	44	162	34	172	8	198	164	42	1
学部	%	27.2%	72.8%	21.4%	78.6%	16.5%	83.5%	3.9%	96.1%	79.6%	20.4%	0.5%
合計	度数	127	269	100	296	58	338	22	374	289	107	5
	%	32.1%	67.9%	25.3%	74.7%	14.6%	85.4%	5.6%	94.4%	73.0%	27.0%	1.3%

(カイニ乗検定(セルが5以下のものについては、Fisherの直接確率検定)、**: $p<.01$ 、*

純粹未修者は、法科大学院在学中から司法試験合格まで、自己の貯蓄で生計を立てている者が多く、加えて法科大学院修了後から司法試験合格までは、配偶者の収入で生計を立てている者も多かった。一方、法学部・非法学部出身を問わず、2年課程修了者は、法科大学院在学中も、修了後司法試験合格までも、親の収入によって生計を立てている者が75%を超えていた。つまり、2年課程修了者は親の資力によって、純粹未修者については自己の貯蓄と修了後は配偶者の資力で生計を立てる傾向のあることが認められた。やはり、各グループの平均年齢の違いや、社会人経験の有無(=貯蓄の有無)が、法科大学院生活とその後の司法試験勉強生活の間の生計の立て方にも明確な違いを与えているようである。もっとも、借入金総額の各グループの平均値については、有意な差は見られなかった。つまり、純粹未修者の場合には、自らの貯蓄がなくなり、配偶者がいる場合であっても、

経済的に支えられなくなった場合には、司法試験に向けた勉強の継続自体が困難となることがうかがわれる。司法試験勉強を断念するリスクは、親の資力によって支えられている2年課程修了者よりも大きい可能性がある。

4. 司法修習の評価

司法修習の評価は、修了課程ごとに異なるだろうか。まず、修習地について、東京、大阪、その他の高裁所在地、それ以外の4つに分けて修了課程とクロス分析を行ったところ、非法学部は東京修習が多いようにも見えるが、統計的に有意な結果は出なかった（〔表2-5〕参照）。そして、司法修習の各段階（導入修習、弁護士実務修習、民事裁判実務修習、刑事裁判実務修習、検察実務修習、選択型実務修習、集合修習）の有益性に関する評価についても、修了課程による差は認められなかった。また、司法修習が法知識の習得など、各事柄にどの程度有益であったかどうかをたずねた問いについても、修了課程による有意な差が認められる項目はなかった。

〔表2-5〕 修了課程と修習地のクロス表

		その他の高 裁所在地				合計
		東京	大阪	その他の 修習地	その他の 修習地	
3年課程非法学部	度数	15	9	11	29	64
	%	23.4%	14.1%	17.2%	45.3%	100.0%
3年課程法学部	度数	6	4	3	10	23
	%	26.1%	17.4%	13.0%	43.5%	100.0%
2年課程非法学部	度数	11	8	21	62	102
	%	10.8%	7.8%	20.6%	60.8%	100.0%
2年課程法学部	度数	26	32	39	105	202
	%	12.9%	15.8%	19.3%	52.0%	100.0%
合計	度数	58	53	74	206	391
	%	14.8%	13.6%	18.9%	52.7%	100.0%

では、法科大学院における臨床系科目の履修者の中で、修了課程ごとに司法修習の評価は異なるだろうか。第1報で述べた通り、回答者全体では、法科大学院在学中に臨床系科目を履修したの方が、司法修習の評価も高い傾向にあることが確認されている⁷⁾。これを修了課程ごとに分析し、有

7) 藤本ほか、前掲注(1)292頁以下。

意な結果が認められた部分について示したものが、[表 2-6] である。ごく一部ではあるものの、法科大学院における特定の臨床系科目の履修者について、司法修習の有益性評価が、修了課程ごとに異なる結果が認められた。すなわち、模擬裁判の履修者の中では、純粹未修者の方が他のグループに比べて、「弁護士倫理の習得」のために司法修習が有益であったと回答していた。また、模擬裁判以外のシミュレーション科目履修者においては、2年課程非法学部出身者グループは、「特定分野への関心の獲得」、「就職先に関する情報」のために司法修習が有益であったと回答していた。さらに、少なくとも1科目の臨床系科目の履修者の中では、純粹未修者が「登録地に関する情報」について司法修習が有益であったと回答していた。これらのカテゴリに対応する、各臨床系科目を履修していなかった者の中では、このような差は認められなかった。

いずれも、非法学部出身者の方が、他のグループよりも有益性を認める結果が現れたが、法科大学院評価では臨床系科目の履修が純粹未修者について「弁護士を志す」モチベーションを高める効果が示唆されたのに対して、司法修習評価については、弁護士倫理や実務上の関心の獲得、就職・登録地情報など、より弁護士実務に直結する項目で有意な差が認められた。このことはすなわち、非法学部出身者に法科大学院在学中に何らかの臨床系科目を受講させて実務上の経験をさせることが、司法修習において実務家になる準備をより効果的にさせるためにも有効であることを示唆していると言えないだろうか。

[表 2-6] 臨床系科目履修者における、修了課程ごとの司法修習評価（有意差のあった組み合わせのみ表示）

	模擬裁判の履修者		模擬裁判以外のシミュレーション科目履修者				少なくとも1科目の履修者	
	(4) 弁護士倫理の習得*	(6) 特定分野への関心の獲得	(9) 就職先に関する情報†	(8) 登録地に関する情報†	有益だった	有益でなかった	有益だった	有益でなかった
3年課程	度数 34	5	10	8	10	8	40	11
非法学部	% 87.2%	12.8%	55.6%	44.4%	55.6%	44.4%	78.4%	21.6%
3年課程	度数 14	3	3	10	6	7	12	10
法学部	% 82.4%	17.6%	23.1%	76.9%	46.2%	53.8%	54.5%	45.5%
2年課程	度数 57	14	29	7	27	9	65	30
非法学部	% 80.3%	19.7%	80.6%	19.4%	75.0%	25.0%	68.4%	31.6%
2年課程	度数 92	45	46	36	42	40	118	72
法学部	% 67.2%	32.8%	56.1%	43.9%	51.2%	48.8%	62.1%	37.9%
合計	度数 197	67	88	61	85	64	235	123
	% 74.6%	25.4%	59.1%	40.9%	57.0%	43.0%	65.6%	34.4%

(カイニ乗検定 (セルが5以下のものについては、Fisherの直接確率検定)、**p<.01, *p<.05, †<.1)

5. まとめにかえて

回答者の履修課程ごとに見た法曹養成課程における経験、評価からは、次のことが言えそうである。まず、法科大学院における臨床系科目の履修については、純粹未修者は、法学部出身者や、2年課程非法学部出身者と比較すると、臨床系科目の履修率が低かったものの、それでもなお、約8割が法科大学院在学中に何らかの臨床系科目を履修していたことが明らかになった。そして、純粹未修者については、法科大学院が「弁護士を選択する動機付け」として有益であったと回答する者が多かったが、特に臨床系科目の履修者においてこの傾向が強く示された。法的な知識が浅い段階であっても、実務家の指導を受けたり、実際の実務に触れる機会を与えたりすることが、法曹を志すモチベーションの維持や、自身のキャリアビジョンを描かせる上で有意義であることが示されたと言えよう。

加えて、司法修習中の学修の評価についても、法科大学院在学中に臨床系科目を履修した者の中では非法学部出身者の方が、「弁護士倫理の習得」、「特定分野への関心の獲得」、就職・登録地情報の取得など、実務家になる準備ともいえる項目について、より高い有益性評価をしていることが確認された。非法学部出身者に対して、法律学習の早い段階において実務に触れさせることが、その後の司法試験に向けた学習および司法修習という実務家になる直前の学習においても、積極的な効果を与えることが示唆された。

もっとも、純粹未修者は、法科大学院生活およびその後の司法試験勉強生活においても、生計の立て方が2年課程修了者や3年課程法学部出身者とは異なることが示された。すなわち、自身の貯蓄、および配偶者がいる場合には配偶者の収入に依存する者が多く、その分、親の収入によって支えられている者が多い他の課程修了者と比較して、司法試験勉強の継続自体が困難になるリスクが高い。奨学金制度のさらなる充実や、他学部出身者のより効果的な学修支援の充実などを通じて、より多くの他学部出身者が実際に法曹となれるよう支援することは、多様な法的ニーズに対応できる多様な人材を擁する法曹コミュニティの構築のためにも、重要な課題であると考えられる。

(石田京子)

第3章 職場の特性と職場内の地位

1. はじめに

本章においては、記述統計によって「3年非法学部」生の職場と職場内地位について、他のカテゴリーの出身者との程度異なるのか、あるいは異なっていないのかを探っていく。3年非法学部が他のカテゴリーに比べて、(1) 弁護士登録に遅延が生じていないか、(2) 最初の登録地に特徴はないか、(3) 最初の登録事務所の種別の特徴はないか、(4) 最初の職場内地位に特徴はないか、(5) 登録後に職場移動が生じている程度に違いはないか、(6) 職場選択理由の構造に違いはないかという観点から分析を進めていく。

2. 登録遅延の有無

調査対象であった67期弁護士のうち2013年9月に司法試験に合格したケースに注目し、最初の職場に登録する際に遅延があったかどうかを比較した結果が[表3-1]である。一斉登録日(2014/12)に登録した場合が遅延なし、それ以降に登録した場合が遅延ありである。

χ^2 自乗検定では有意ではない($\chi^2=2.401$, $df=3$, $p=.494$)が、3年非法学部は、4カテゴリーのうち登録遅延のない一斉登録日に登録した割合がもつとも大きい(70.7%)。

[表3-1] 未修既修別出身学部別にみた登録遅延の有無

			登録遅延の有無		Total
			0登録遅延なし	1登録遅延あり	
未修既修出身学部別	3年課程非法学部	度数	41	17	58
		%	70.7%	29.3%	100.0%
	3年課程法学部	度数	13	10	23
		%	56.5%	43.5%	100.0%
	2年課程非法学部	度数	54	37	91
		%	59.3%	40.7%	100.0%
	2年課程法学部	度数	116	70	186
		%	62.4%	37.6%	100.0%
Total		度数	224	134	358
		%	62.6%	37.4%	100.0%

3. 最初の登録地

[表 3-2] は、最初の登録地について、未修既修出身学部別にみたものである。χ 乗検定では 5% 水準で有意である (χ²=20.335, df=9, p=.016)。調整済み残差の絶対値 1.96 を基準にみると、2 年非法学部が東京三会に最初に登録しない傾向があり (行 % : 25.7%、調整済残差 : -3.0)、東京・大阪以外の高裁所在地 (25.7%、2.2) やその他の弁護士会 (42.6%、2.6) に登録する傾向がみられる。対照的に 2 年法学部は東京三会に登録する傾向があり (44.9%、2.9)、その他の弁護士会に登録しない傾向 (27.3%、-2.2) が観察される。

[表 3-2] 未修既修別出身学部別にみた最初の登録弁護士会

		Q5_最初の登録地・事務所 登録弁護士会				Total	
		1東京三会	2大阪	3他の高裁 本庁弁護士	4その他の 弁護士会		
未修既修出身学部別	3年課程	度数	22	9	11	22	64
	非法学部	%	34.4%	14.1%	17.2%	34.4%	100.0%
		調整済み残差	-7	8	-3	4	
	3年課程	度数	10	4	3	6	23
	法学部	%	43.5%	17.4%	13.0%	26.1%	100.0%
		調整済み残差	.5	1.0	-7	-7	
	2年課程	度数	26	6	26	43	101
	非法学部	%	25.7%	5.9%	25.7%	42.6%	100.0%
		調整済み残差	-3.0	-1.9	2.2	2.6	
	2年課程	度数	92	25	32	56	205
	法学部	%	44.9%	12.2%	15.6%	27.3%	100.0%
		調整済み残差	2.9	.7	-1.5	-2.2	
Total	度数	150	44	72	127	393	
	%	38.2%	11.2%	18.3%	32.3%	100.0%	

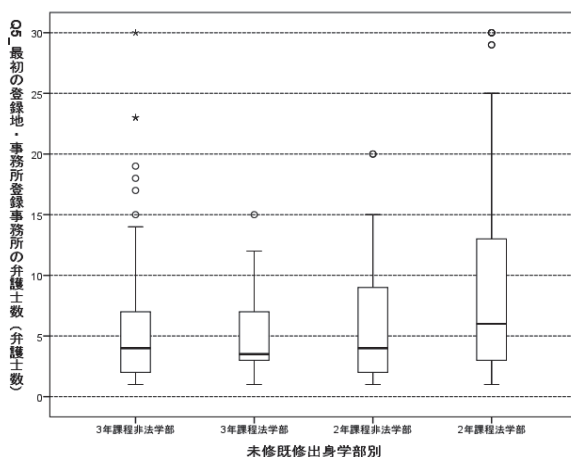
4. 最初の登録事務所の特性

[表 3-3] は最初の登録事務所の種類であるが、未修既修出身学部別でみた場合に顕著な傾向は観察されない。

[表 3-3] 未修既修別出身学部別にみた最初の登録事務所の種類

		Q5_最初の登録地・事務所 登録事務所の種類									Total	
		1公設事務所	2法テラス 法律事務所	3法科大学院 連携クリニック 事務所	4外国法事 務弁護士事 務所	5インハウ ス(国)	6インハウ ス(地方)	7インハウ ス(企業 等)	8上記以外 の民間法律 事務所	9その他		
未修既修出身学部別	3年課程	度数	1	1	0	0	0	1	6	56	0	65
	非法学部	%	1.5%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	9.2%	86.2%	0.0%	100.0%
	3年課程	度数	1	0	0	0	0	1	2	18	1	23
	法学部	%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	8.7%	78.3%	4.3%	100.0%
	2年課程	度数	4	1	0	2	0	1	9	85	0	102
	非法学部	%	3.9%	1.0%	0.0%	2.0%	0.0%	1.0%	8.8%	83.3%	0.0%	100.0%
	2年課程	度数	3	0	0	6	0	1	16	178	1	205
	法学部	%	1.5%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	.5%	7.8%	86.8%	.5%	100.0%
	Total	度数	9	2	0	8	0	4	33	337	2	395
		%	2.3%	.5%	0.0%	2.0%	0.0%	1.0%	8.4%	85.3%	.5%	100.0%

最初に登録した弁護士事務所の特性をもう少しみていこう。登録事務所の弁護士数の分布を箱ひげ図で示したものが[図3-1]である。登録事務所の弁護士数のレンジは1人から500人であるが、グラフでは30人までを示している。3年非法学部の分布はもっとも下方に分布しているが、中央値で見ると3年法学部や2年非法学部とそれほど違いはない。2年課程法学部の分布が上方に広がっているのが特徴的である。ただし、弁護士数平均の一元配置分析では有意ではない。



[図3-1] 未修既修別出身学部別にみた最初の登録事務所の弁護士数の分布

登録事務所の所在地に登録している弁護士数で比較してみよう。[表3-4]では登録地（市区町村単位）に10人以下の弁護士しか登録していない場合を「地方過疎地登録」として示している。地方過疎地登録の割合は3年非法学部が17.2%と最も割合が大きいが、 χ^2 自乗検定では有意ではない（ $\chi^2=2.419$, $df=3$, $p=.490$ ）。

[表 3-4] 未修既修別出身学部別にみた都市部・地方過疎地登録

Crosstab				満市区町村登録		Total
				0都市部登録	1地方過疎地登録	
未修既修出身学部別	3年課程非法学部	度数		53	11	64
		%		82.8%	17.2%	100.0%
		調整済残差		-1.5	1.5	
	3年課程法学部	度数		20	2	22
		%		90.9%	9.1%	100.0%
		調整済残差		.4	-.4	
	2年課程非法学部	度数		88	11	99
		%		88.9%	11.1%	100.0%
		調整済残差		.2	-.2	
	2年課程法学部	度数		182	21	203
		%		89.7%	10.3%	100.0%
		調整済残差		.8	-.8	
Total	度数		343	45	388	
	%		88.4%	11.6%	100.0%	

5. 最初の登録事務所内での地位

[表 3-5] は最初の登録事務所での地位を未修既修出身学部別でみたものである。ここでみるように、3年非法学部は、最初の職場で事務所設立者たる経営弁護士となっている傾向が他のカテゴリーにくらべて強く（10.8%、調整済残差 3.5）、勤務弁護士となっている傾向が弱い（61.5%、調整済残差 -2.4）。対照的に2年課程法学部は、事務所設立者たる経営弁護士となる傾向が弱く（1.0%、調整済残差 -2.9）、勤務弁護士となる傾向が強い（79.6%、調整済残差 2.9）。なお、 χ 自乗検定は 10% 水準で有意である。（ $\chi^2=27.905$, $df=18$, $p=.064$ ）

[表 3-5] 未修既修別出身学部別にみた最初の事務所での地位

			未修既修出身学部別 * 【最初の職場】事務所内地位 Crosstabulation							Total
			【最初の職場】事務所内地位							
			1事務所設立者たる経営弁護士	2 (1以外の) 経営弁護士	3-4 養成中の弁護士	5 勤務弁護士 (養成中以外)	7-8独立探算弁護士	9組織内弁護士	10その他	
未修既修出身学部別	3年課程非法学部	度数	7	4	3	40	4	6	1	65
		%	10.8%	6.2%	4.6%	61.5%	6.2%	9.2%	1.5%	100.0%
		調整済み残差	3.5	1.8	.1	-2.4	.0	.0	.8	
	3年課程法学部	度数	2	0	1	14	3	3	0	23
		%	8.7%	0.0%	4.3%	60.9%	13.0%	13.0%	0.0%	100.0%
		調整済み残差	1.4	-.8	.0	-1.4	1.4	.7	-.4	
	2年課程非法学部	度数	3	2	7	73	6	10	1	102
		%	2.9%	2.0%	6.9%	71.6%	5.9%	9.8%	1.0%	100.0%
		調整済み残差	-.4	-.6	1.5	-.5	-.1	.3	.3	
	2年課程法学部	度数	2	5	6	164	11	17	1	206
		%	1.0%	2.4%	2.9%	79.6%	5.3%	8.3%	.5%	100.0%
		調整済み残差	-2.9	-.4	-1.4	2.9	-.6	-.6	-.7	
Total	度数	14	11	17	291	24	36	3	396	
	%	3.5%	2.8%	4.3%	73.5%	6.1%	9.1%	.8%	100.0%	

6. 登録後の職場移動の有無

最初の職場に登録以降に職場移動があったかどうかを比較したものが[表 3-6]である。3年非法学部がやや職場移動の割合がやや大きいのが、 $\chi^2=3.29$, $df=3$, $p=.954$ 、未修既修出身学部別は職場移動の有無に影響しているとはいえない。

[表 3-6] 未修既修別出身学部別にみた職場移動の有無

			職場移動有無 Crosstabulation		
			職場移動有無		Total
			0なし	1あり	
未修既修出身学部別	3年課程非法学部	度数	56	10	66
		%	84.8%	15.2%	100.0%
		調整済残差	-.5	.5	
	3年課程法学部	度数	20	3	23
		%	87.0%	13.0%	100.0%
		調整済残差	.0	.0	
	2年課程非法学部	度数	88	14	102
		%	86.3%	13.7%	100.0%
		調整済残差	-.2	.2	
	2年課程法学部	度数	182	26	208
		%	87.5%	12.5%	100.0%
		調整済残差	.5	-.5	
Total		度数	346	53	399
		%	86.7%	13.3%	100.0%

7. 職場選択理由因子（問 6 から作成）による比較

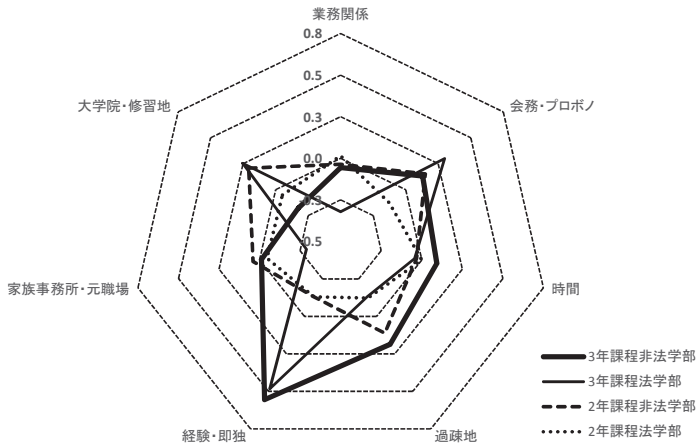
問 6 は現在所属している職場を選択した理由について尋ねている。前節までは出身学部や法科大学院課程の影響を「最初の職場」でみているが、そのうち約 13% は職場移動をしている。ここではその職場移動も踏まえた「現在の職場」の選択理由をみている点に留意されたい。

問 6 はその他を含めて 25 項目の職場選択の理由⁸⁾がそれぞれの程度

8) 25 項目は、以下の通りである。(1) 所属弁護士に勧誘されたから、(2) やりたい仕事ができるから、(3) 収入等の経済的条件がよいから、(4) 単独でも事件を受任することができるから、(5) 入所先事務所等に将来性があるから、(6) 自分のキャリア上の希望が叶いそうだから（パートナーになれる、独立開業準備等）、(7) 契約期間が希望通りだったから、(8) 就業時間にゆとりがあるから、(9) 産休、育休がとれるから、(10) 会務が自由にできるから、(11) プロボノ活動が自由にできるから、(12) 性別を活かした仕事ができるから、(13) 良好な人間関係が期待できるから、(14) 実家、地元に近いから、(15) 実務修習地の事務所だっ

論 説

あてはまるかを4件法(あてはまらない～あてはまる)で尋ねている。これらの項目につき因子分析を行い7因子を析出した⁹⁾。この因子得点を用いて職場選択理由の構造について、未修既修出身学部のカテゴリー間を比較する。



[図3-2] 未修既修別出身学部別にみた職場選択理由因子得点平均値

[図3-2]は、未修既修出身学部別に、職場選択理由因子得点の平均値をレーダー図で示したものである。3年非法学部の特徴をみると、職場選択理由として「経験・即独」因子得点が高い。これは3年法学部も同じ傾向である。「時間」因子得点も未修既修出身学部のカテゴリーの中でもっとも平均値が高い。他方、「大学院・修習地」因子得点は3年非法学部がもっとも低くなっている。

たから、(16) 出身法科大学院の所在地の事務所だったから、(17) 就業地の司法サービスの充実に貢献したいから、(18) 大都市に就職したかったから、(19) 弁護士過疎地に就職したかったから、(20) 社会人経験を活かした仕事ができるから、(21) 司法試験合格前の所属企業だったから、(22) 家族・親族の事務所だったから、(23) 他に選択肢がなかったから、(24) 自分で事務所を開設したから、(25) その他の理由(自由記入)

9) 項目ごとの因子スコア等の詳細は、藤本亮・石田京子・武士侯敦・上石圭一「第67期弁護士のキャリア展開：2016年第1回郵送調査データの多変量解析」法政論集275号(2017)101-102頁参照

「純粹未修者」弁護士の初期キャリア（藤本・宮澤・石田・武士俣・上石）

その他の特性を一元配置分析した結果は〔表 3-7〕のようになる。一元配置分散分析で有意なのは、「会務・プロボノ」因子、「経験・即独」因子、「大学院・修習地」因子である。「会務・プロボノ」因子は2年法学部が他のカテゴリーに対して有意に低く、「経験・即独」は3年課程法学部と同非法学部が、2年課程の2カテゴリーに対して有意に高くなっている。「大学院・修習地」は、3年法学部と2年非法学部が高くなっている。

〔表 3-7〕 未修既修別出身学部別にみた職場選択理由因子得点一元配置分散分析

		ANOVA					
		Sum of Squares	df	Mean Square	F	Sig.	
業務関係	Between Groups	2.319	3	.773	.773	.509	
	Within Groups	387.914	388	1.000			
	Total	390.234	391				
会務・プロボノ	Between Groups	8.574	3	2.858	2.910	.034	
	Within Groups	381.024	388	.982			
	Total	389.598	391				
時間	Between Groups	.701	3	.234	.232	.874	
	Within Groups	391.670	388	1.009			
	Total	392.371	391				
過疎地	Between Groups	6.867	3	2.289	2.392	.068	
	Within Groups	371.230	388	.957			
	Total	378.097	391				
経験・即独	Between Groups	30.009	3	10.003	10.789	.000	
	Within Groups	359.730	388	.927			
	Total	389.739	391				
家族事務所・元職場	Between Groups	2.048	3	.683	.881	.451	
	Within Groups	300.598	388	.775			
	Total	302.646	391				
大学院・修習地	Between Groups	8.221	3	2.740	2.678	.047	
	Within Groups	397.047	388	1.023			
	Total	405.268	391				

8. おわりに

純粹未修者につき最初の登録が遅れていないかという点では、他のカテゴリーと比べて有意な差は観察されない。ただし、純粹未修者は登録遅延なしの割合がもっとも高い。

登録事務所の特性につき、未修既修出身学部別カテゴリー間で有意な差はみられない。一元配置分散で有意ではないが、2年課程法学部の事務所弁護士数は多い傾向が観察される。

登録地の所在地の市区町村単位での登録弁護士数でも有意なカテゴリー一

間の差はみられないが、純粋未修者が「地方過疎地登録」している割合がもっとも高い。

登録事務所内の地位では、純粋未修者たる3年非法学部が相対的に事務所設立者たる経営弁護士となる傾向が有意に強く、勤務弁護士となる傾向が有意に弱い。これは2年法学部とは対称的な傾向である。

職場選択理由では、経験を活かして即独をするという理由因子得点が専攻を問わず3年課程で有意に高い。有意ではないが、過疎地理由因子得点は2年3年課程をとわず非法学部で有意に高いなどの特徴もみられた。

これらの結果からは、純粋未修者たる3年法学部は、市区町村単位で登録弁護士が10人未満に登録をしたり、バックグラウンドや前歴を生かしての即独をしたりしているという傾向が伺えるのである。

(藤本亮)

第4章 67期「純粋未修者」弁護士の業務

1. はじめに

本章では収集されたデータにもとづいて、法科大学院におけるいわゆる「純粋未修者」と呼ばれているバックグラウンドをもつ67期弁護士の業務に焦点をあて、その実態を記述するとともに、その特性の探求を目的とする。ここで「純粋未修者」とは、既述のように、大学の学部で法学士を取得せず、法科大学院の3年課程を修了して弁護士になった者として定義される¹⁰⁾。したがって、以下の記述では「3年非法学部」と表記する¹¹⁾。全回答弁護士427人中、「3年非法学部」は66人、その割合は15.5%である。

「純粋未修者」、あるいは「3年非法学部」の弁護士の業務実態を明らかにし、その特徴を探るにあたって、その基本的な方法を簡単にふれおきたい。業務に関する収集データは、67期弁護士がどのような業務をどれだけおこなっているかを労働時間ベースで測定したものである。ただ、それ

10) 本稿第1章第2節。

11) これ以外のカテゴリーとその表記は、法学部を卒業して法学士の学位をとり、法科大学院の3年課程を修了した者（「3年法学部」）、法学士以外の学位を取得して法科大学院の2年課程を修了した者（「2年非法学部」）、そして法学士の学位を取得して法科大学院の2年課程を修了した者「2年法学部」「2年法学部」である。

「純粹未修者」弁護士の初期キャリア（藤本・宮澤・石田・武士俣・上石）

は実時間によってではなく、業務の主要な側面において、総労働時間のうちどれだけの割合をどの項目に振り向けているかによって測定した。そして、記述にあたっては67期弁護士の他の3つのカテゴリー、「3年法学部」、「2年非法学部」、および「2年法学部」を比較対象とし、その業務のあり方との異同に着目する¹²⁾。

2. 労働時間

業務の総量を測る指標として週あたりの平均労働時間を用いた。[表4-1]に示されているように、3年非法学部の平均値は59.7時間である。他のカテゴリー、すなわち、3年法学部、2年非法学部と比べて1時間ほど多く、2年法学部よりは1時間ほど少ないが、いずれにせよ、また、中央値はどのカテゴリーも60時間である。2011年に行われた62期弁護士第1回調査では、全体平均で59.2時間であったので¹³⁾、これともほぼ同じである。週あたり60時間が、純粹未修者であるかどうかを問わず、新人弁護士全体の平均的水準といえそうである。

[表 4-1] 週あたり総労働時間

	3年課程 非法学部	3年課程 法学部	2年課程 非法学部	2年課程 法学部
平均値(時間)	59.7	58.4	58.6	60.9
中央値(時間)	60.0	60.0	60.0	60.0

3. 業務活動への労働時間配分

弁護士の業務活動の全体は残余カテゴリーを除き7種類に区分された。「通常業務（自己の受任案件の業務）」、「補助的業務（受任弁護士の指示に基づいて行う受任していない案件の業務）」、「組織内弁護士としての業務」、

12) なお、「3年法学部」は23人、「2年非法学部」は102人、「2年法学部」208人、非有効回答者が28人であった。

13) 宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第62期弁護士第1回郵送調査の概要－記述統計の提示－」青山法務研究論集第4号(2011年)116頁。

「出向業務」、「国選弁護・法律扶助等の業務」、「低報酬・無報酬で行うプロボノ活動」、そして「弁護士会活動」である¹⁴⁾。[表4-2]は週あたりの総労働時間のうちどれだけの時間が各活動種類に投入されたかを、3年非法学部、3年法学部2年非法学部、2年法学部の別に比率で示している。これによれば、3年非法学部では「通常業務」が最も多く36.5%である。この水準は、3年法学部とは同じであるが、2年非法学部および2年法学部よりもやや高い。

「通常業務」に次いで多いのが「補助的業務」の22.1%であるが、この水準は他の3つの弁護士カテゴリーのすべてと比べて低い。とくに、2年法学部とは17ポイント近い開きがある。両者を合わせて業務活動全体の6割から7割を占める「通常業務」と「補助的業務」を組み合わせるとパターンをみると、3年非法学部は通常業務が補助的業務より多い。それに対し2年法学部は「補助的業務」が「通常業務」より多いという対照を示している。3年法学部と2年非法学部はその中間に位置するというパターンをなしている。

回答弁護士には組織内弁護士が含まれていることから¹⁵⁾、「組織内弁護士としての業務」への労働時間配分比率をみると、3年非法学部は平均で12.2%となっている。これは3年法学部より若干高いだけだが2年非法学部と2年法学部より6ポイントほど多く目を引く点である。もっとも3年非法学部というより、3年課程と2年課程を分けているといったほうがよいかもしれない。業務活動の中で「国選弁護や法律扶助等の業務」も13%と一定割合を占めている。ただ、他の3つの弁護士カテゴリーにおいてもほぼ同等の水準であり、違いがあるようにはみえない。

14) 各カテゴリーの活動範囲については調査票の質問項目問7（藤本亮・石田京子・武士侯敦・上石圭一「第67期弁護士第1回郵送調査の概要－記述統計の提示－」名古屋大学法政論集第268号（2016年）330頁）を参照。

15) 回答弁護士中の組織内弁護士の人数は34人である。そのうち、3年非法学部では8人、3年法学部では2人、2年非法学部では8人、2年法学部では14人である。各カテゴリー内での構成比はそれぞれ12.5%、8.7%、7.8%、そして6.8%である。

[表 4-2] 業務活動への労働時間配分 (%)

週あたり平均労働時間に占める割合	3年課程 非法学部	3年課程 法学部	2年課程 非法学部	2年課程 法学部
(ア) 自分が単独または共同で受任してクライアントから報酬を受領する弁護士業務	36.5	36.7	33.0	32.5
(イ) 受任弁護士の指示に基づいて行う、自分は受任していない案件についての補助的業務	22.1	29.4	30.9	38.8
(ウ) 弁護士事務所登録をしている企業・官公庁等の組織内弁護士としての業務（出向先除く）	12.2	11.5	6.5	6.4
(エ) 企業・官公庁等の出向先に常駐しての業務	1.2	0.0	2.5	0.6
(オ) 国選弁護や法律扶助など公的機関から報酬を得て行う弁護士業務	13.5	12.9	14.4	11.0
(カ) 弁護団活動、プロボノ活動、各種の無料法律相談会など、低報酬または無報酬で行う公益業務	4.3	3.1	4.6	3.0
(キ) 弁護士会における活動（会務、研修、研究会など）	6.8	6.0	7.5	5.7
(ク) その他	3.4	0.4	0.6	2.1

4. 民事分野における労働時間配分

つぎに、民事分野の業務遂行に目を向けよう。民事分野の業務カテゴリーは、案件の性質が紛争性をもつものかどうかを基本的な基準にして、7種類に区分した。それらは「訴訟案件」、「調停案件」、「その他の裁判所手続案件」、「裁判所外紛争案件」、「民間法律事務所弁護士としての非紛争案件」¹⁶⁾、「組織内弁護士としての非紛争案件」、そして「その他の非紛争案件」である¹⁷⁾。[表 4-3] は週あたりの総労働時間のうちどれだけの時間が民事分野7種類のそれぞれに投入されたかを、3年非法学部、3年法学部、2年非法学部、2年法学部の別に比率で示している。

これによれば、3年非法学部は民事業務の中で「訴訟案件」への配分比率が約 29% と最も大きい、他の弁護士カテゴリーと比べると最も小さい。ただ、その差はわずかである。次いで大きいのが「裁判所外紛争案件」

16) 厳密に言えば、法テラス法律事務所の弁護士もここに含まれる。

17) 各カテゴリーの業務範囲については調査票の質問項目問 8（藤本亮他（前出注 5）330 頁）を参照。

で17%である。これは回答弁護士全体の平均的水準を示しているようにみえる。「組織内弁護士としての非紛争案件」の比率が約10%と他の弁護士カテゴリーよりも大きいのが、これは、組織内弁護士である回答者が他の弁護士カテゴリーに比べて3年非法学部が多いことの反映であろう。他方、「民間法律事務所弁護士としての非紛争案件」の比率は12.7%であり、弁護士カテゴリーの中では最も小さい。とくに、2年法学部との差は大きくて7ポイント近い。非紛争案件全体でみれば、3年非法学部の比率は34.5%で、2年法学部とほぼ同じであるが、3年法学部および2年非法学部より大きい。

[表 4-3] 民事分野における労働時間配分 (%)

民事分野の労働時間配分	3年課程 非法学部	3年課程 法学部	2年課程 非法学部	2年課程 法学部
(ア) 訴訟案件	28.7	32.8	32.5	30.7
(イ) 調停案件	11.4	6.8	14.3	12.3
(ウ) その他裁判所手続案件(労働審判、非訟事件、執行、管財など)	8.4	9.1	6.7	6.0
(エ) その他の紛争案件(示談交渉、行政・民間のADR機関利用等を含む)	17.0	19.4	18.4	16.1
(オ) 受任関係、または顧問関係にある依頼者のための取引交渉、助言、調査、文書作成など	12.7	13.9	14.0	19.5
(カ) 弁護士事務所登録をしている、あるいは出向先たる企業・官公庁等の組織内の弁護士としての、取引交渉、助言、調査、文書作成など	10.1	8.3	5.7	7.5
(キ) その他の非紛争案件	11.7	9.7	8.4	7.8

5. 依頼者の種類別労働時間配分

つぎに、依頼者の種類別に労働時間がどう配分されているかをみてみよう。依頼者のカテゴリー区分は大きく個人と組織体に分けられる。本調査では、個人をさらに法律扶助案件・国選弁護案件の依頼者(「法律扶助・国選弁護依頼者」)とそれ以外の案件の個人依頼者(「一般個人依頼者」)の2種類に分けた。組織体は、「全国規模の大企業」、「地元の大企業」、「中小企業」、そして「官公庁」に区分した。[表4-4]は、週あたりの総労働時間のうちどれだけの時間が依頼者の種類のそれぞれに投入されたかを、3年非法学部、3年法学部、2年非法学部、2年法学部の別に比率で示している。

[表4-4]によれば、どの弁護士カテゴリーでも最も多く時間が配分さ

「純粋未修者」弁護士の初期キャリア（藤本・宮澤・石田・武士俣・上石）

れているのは「一般個人依頼者」である。その中で3年非法学部の比率は約33%である。これは2年法学部と同じであるが、3年法学部および2年非法学部よりも小さい。他方、「法律扶助・国選弁護依頼者」はどの弁護士カテゴリーでも2番目に多い依頼者の種類である。ここで、3年非法学部の比率は約26%で最も大きい、3年法学部および2年非法学部との差はわずかでほとんど違いはないようにみえる。企業に目を向けると、「全国規模の大企業」と「中小企業」の比率が3年非法学部でそれぞれ15%前後と一定の割合を占めている。ただ、他の弁護士カテゴリーとの差は小さく、違いがあるようにはみえない。

個人依頼者全体と企業依頼者全体を組み合わせるとパターンをみると、3年非法学部は、3年法学部および2年非法学部とほぼ同様のパターン、すなわち、個人依頼者が6割前後、企業依頼者が約3分の1という時間配分であるのに対し、2年法学部だけが個人依頼者約53%、企業依頼者約40%と、やや異なったあり方を示している。

[表 4-4] 依頼者の種類別労働時間配分 (%)

依頼者の種類	3年課程 非法学部	3年課程 法学部	2年課程 非法学部	2年課程 法学部
(ア) 個人（扶助案件・国選弁護案件）	26.1	25.2	24.3	20.0
(イ) 個人（扶助案件・国選弁護案件以外）	32.8	36.5	38.6	32.7
(ウ) 全国規模の大企業	15.5	16.3	12.1	16.4
(エ) 地元の大企業	2.6	4.4	4.2	5.1
(オ) 中小企業（個人企業を含む）	14.8	12.2	16.3	18.2
(カ) 官公庁	4.1	5.0	1.7	1.5
(キ) その他	4.1	0.4	2.9	6.1

6. 個別業務分野の取り扱い状況

3年非法学部、すなわち、「純粋未修者」はどのような業務分野に注力しているであろうか。そうでない弁護士と異なっている点はあるだろうか。ここではそれに焦点をあてる。本調査では、少年事件や犯罪被害者支援を含む刑事関係の業務分野、債権回収等の一般民事の業務分野、企業合併・買収等の企業法務に属する業務分野のほか、交通事故、家族・親族、労働問題等の個別実体法領域に対応する業務分野など日本の弁護士業務の全体をほぼカバーしうると考えた37分野を設定し（全業務分野のリストは[表

4-5]を参照)、各分野にどれだけの労働時間が投入されているかを測定した。

投入時間量の測定は、それぞれの業務分野に対して「まったく時間を使わなかった」(依頼者のいる業務時間を100%として、0%)、「あまり時間を使わなかった」(同前5%未満)、「ある程度時間を使った」(同前15%未満)、そして「かなり時間を使った」(同前15%以上)のいずれであるかの4件法でなされた。その上で、ある一つの業務分野に「ある程度時間を使った」か、または「かなり時間を使った」弁護士を、その分野の「取扱い弁護士」と呼ぶことにする。「取扱い弁護士」の業務分野別の割合がどのようであるかが、3年非法学部、3年法学部、2年非法学部、それに2年法学部の各弁護士カテゴリーについて[表4-5]に示されている。

3年非法学部において「取扱い弁護士」の割合が最も多いのは「刑事弁護」で63.1%である。以下、「交通事故原告側」、「家族・親族国内事件」、「任意整理・個人破産等」、「遺言・相続」と続く。これら5分野はすべて40%以上の弁護士が取扱っている分野である。そして、この「取扱い弁護士」割合の上位5分野については、他の弁護士カテゴリーにおいても、順位は違っても同じ分野からなっていて、かつ、それらの割合はすべて40%以上である。したがって、これら5分野は67期弁護士のいわば中核的業務分野といっていよう。

この中核的分野において、3年非法学部と他の弁護士カテゴリーを比べたとき、「取扱い弁護士」割合の差の大きい分野、小さい分野がさまざまにみられる。3年非法学部の「取扱い弁護士」割合が最も大きい分野は存在しないが、最も小さい分野として「家族・親族国内事件」がみいだされる。その割合は50%で、一番差の小さい2年法学部との間で10ポイントの開きがある。

他方で、中核的業務分野よりも「取扱い弁護士」の割合が少ない分野をみてみよう。比較のための便宜上、3年非法学部の「取扱い弁護士」割合が10%に達しない分野は度外視する¹⁸⁾。そうすると、他の弁護士カテゴリーと比べて3年非法学部の割合が最も大きいのか、または最も小さい分野が3分野あることがわかる。一つは「交通事故被告・保険会社側」である。こ

18) [表4-5]からわかるように、度外視される分野数は37分野中16分野で、各分野の取扱い弁護士数はいずれも6人以下である。

「純粹未修者」弁護士の初期キャリア（藤本・宮澤・石田・武士俣・上石）

こで3年非法学部は約32%で、最も大きく、2年法学部とは16ポイントの開きがある。次に、「不動産賃貸借貸し主側」である。その割合は19%で最も小さく、他の弁護士カテゴリーとは10ポイントから15ポイントの開きがある。三つめとして、「涉外・国際取引」がある。この割合は15.6%で各弁護士カテゴリーの中で最も大きい。

[表 4-5] 業務分野別取扱い弁護士の割合

業務分野	3年課程		2年課程		2年課程	
	非法学部 (人数)	法学部 (人数)	非法学部 (人数)	法学部 (人数)	非法学部 (人数)	法学部 (人数)
刑事弁護	63.1 (41)	69.6 (16)	71.7 (71)	56.4 (115)		
交通事故原告側	58.5 (38)	56.5 (13)	62.6 (62)	51.0 (104)		
家族・親族国内事件	50.0 (32)	69.6 (16)	68.4 (67)	60.3 (123)		
任意整理・個人再生・個人破産	48.4 (31)	65.2 (15)	57.1 (56)	48.0 (98)		
遺言・相続	44.6 (29)	43.5 (10)	49.5 (49)	51.7 (105)		
債権回収	35.9 (23)	43.5 (10)	33.7 (33)	44.6 (91)		
その他の企業法務	34.4 (22)	30.4 (7)	26.3 (26)	36.1 (74)		
交通事故被告・保険会社	32.2 (21)	17.4 (4)	25.3 (25)	16.7 (34)		
労働問題使用者側	28.1 (18)	21.7 (5)	30.6 (30)	31.0 (63)		
労働問題労働者側	26.6 (17)	34.8 (8)	30.9 (30)	24.3 (49)		
不動産売買	25.0 (16)	22.7 (5)	30.6 (30)	25.5 (52)		
近隣関係問題	23.1 (15)	22.7 (5)	30.6 (30)	17.2 (35)		
企業倒産・整理・再生	21.9 (14)	26.1 (6)	20.4 (20)	23.9 (49)		
消費者問題消費者側	20.0 (13)	17.4 (4)	20.6 (20)	12.2 (25)		
不動産賃貸借貸し主	19.0 (12)	30.4 (7)	35.4 (34)	35.1 (72)		
少年事件	18.8 (12)	27.3 (6)	25.3 (25)	17.2 (35)		
不動産賃貸借借り手	17.5 (11)	17.4 (4)	21.4 (21)	15.6 (32)		
知的財産	15.6 (10)	21.7 (5)	11.2 (11)	12.2 (25)		
涉外・国際取引	15.6 (10)	4.3 (1)	7.1 (7)	11.7 (24)		
建築紛争	14.1 (9)	9.1 (2)	22.7 (22)	20.1 (41)		
労働災害	14.1 (9)	8.7 (2)	17.5 (17)	13.2 (27)		
企業合併・買収	9.4 (6)	4.3 (1)	12.2 (12)	15.1 (31)		
破産管財人	7.9 (5)	0.0 (0)	7.1 (7)	7.4 (15)		
外国人の入権	6.3 (4)	0.0 (0)	5.2 (5)	4.9 (10)		
消費者問題業者側	6.3 (4)	4.3 (1)	5.2 (5)	7.3 (15)		
医療事故患者側	6.3 (4)	4.3 (1)	10.2 (10)	10.3 (21)		
家族・親族国際事件	6.3 (4)	0.0 (0)	6.1 (6)	4.9 (10)		
行政事件個人代理	6.3 (4)	4.3 (1)	12.2 (12)	9.3 (19)		
行政事件行政機関代理	6.3 (4)	4.3 (1)	3.1 (3)	2.4 (5)		
独占禁止	4.7 (3)	0.0 (0)	6.1 (2)	7.8 (16)		
犯罪被害者支援	3.2 (2)	0.0 (0)	2.1 (2)	4.5 (9)		
環境公害問題被害者側	3.1 (2)	0.0 (0)	7.1 (7)	6.8 (14)		
医療事故医師・病院側	1.6 (1)	4.3 (1)	7.1 (7)	3.9 (8)		
税金問題個人代理	1.6 (1)	0.0 (0)	5.2 (5)	2.9 (6)		
環境公害問題開発側	0.0 (0)	0.0 (0)	2.0 (2)	1.0 (2)		
行政事件企業代理	0.0 (0)	9.1 (2)	4.1 (4)	2.9 (6)		
税金問題企業代理	0.0 (0)	0.0 (0)	1.0 (1)	1.0 (2)		
回答弁護士数	66	23	102	208		

7. まとめ

以上、法科大学院のいわゆる「純粋未修者」という背景をもつ弁護士の業務実態を、労働時間、業務活動の種類、民事案件の種類、依頼者の種類、業務分野に即して「純粋未修者」でない弁護士と対比しつつ明らかにした。最後に、結果を要約し、含意について若干の検討をして稿を閉じたい。

労働時間の量についてはおよそ67期の弁護士はすべて同じであった。労働時間は直接には入職した事務所やそこでの地位などの業務環境によって規定されるものであるから、背景属性との関係が現われないのも当然といえる。

業務活動の種類において、純粋未修者は補助的業務が少なく、その反面通常業務が多いことが、他の弁護士カテゴリーと比べて相対的に顕著であるように見える。これはどういうことを意味しているであろうか。「補助的業務」の比率が低いということは入職した事務所の組織構造と関連している可能性が考えられる。一般的にいて、組織のヒエラルキーが確立していればいるほど、新人弁護士へのコントロールは強くなるであろうし、水平的な構造であればあるほど新人といえども自由度は高まるであろう。そうすると、純粋未修者の所属事務所の組織構造がはたしてより水平的、あるいは collegial なものであるかどうか、この連関関係がさらに追求される必要がある。

また、組織内弁護士としての業務の比率が相対的に大きく、とくに2年非法学部および2年法学部より6ポイントほど高いという結果がみられた。組織内弁護士としての業務の比率が高いということは、調査票の設計からして端的に回答弁護士の中に組織内弁護士の割合が多いということの反映である。しかし、ここでの結果が偶然ではなく、一般化するかについては慎重であるべきであろう。仮に、「純粋未修者」に組織内弁護士が多いとしてもそれを説明しうる根拠は自明ではない。「純粋未修者」の他の側面の分析と関連づけて、さらに踏み込んだ探求が必要である。

民事分野の業務の種類、およびそれに依頼者の種類に関するデータ分析からは、「純粋未修者」の特徴として格別に指摘しうるような点はみいだせない。さらに、業務分野の分析からは、「刑事弁護」、「交通事故原告側」「家族・親族国内事件」「任意整理・個人再生・個人破産」「遺言・相続」

「純粋未修者」弁護士の初期キャリア（藤本・宮澤・石田・武士俣・上石）

の諸分野がおおよそ過半数以上の弁護士によって取扱われている主要な分野であることがみいだされた。ただ、これは他の3つの弁護士カテゴリーにおいても同じであり、また、弁護士全体のあり方とも同じである。新人弁護士の業務は弁護士界の既存の業務構造に規定されて遂行されるわけであり、こうした主要業務分野の一致は当然のことといえる¹⁹⁾。他方で、個別的にみると、「純粋未修者」に相対的に取扱い比率の大きい、または小さい若干の業務分野がみいだされた。それらは、大きいものとしては「交通事故被告・保険会社側」と「涉外・国際取引」、小さいものとしては「家族・親族国内事件」と「不動産賃貸借貸し主側」であった。これが有意味な差であるかどうか、そうだとするとその意味は何かということについて、本章の分析自体からは説明することが困難である。その意味で、本章での分析は不十分なモデルに立脚している。「純粋未修者」という背景属性とその現状の業務遂行を媒介する業務環境の諸変数を取り込んだより動的な分析が必要であるが、残念ながらここではそこまでの分析を行うことができなかった。他の機会に譲ることとしたい。

（武士俣敦）

第5章 純粋未修者の所得

1. はじめに

われわれは、シカゴの弁護士研究における弁護士の階層分化の因果に関する知見——社会経済的背景、教育的背景、人種的背景が所属事務所・主要顧客を規定し、それが所得を規定する——が、日本においても部分的には成り立つ可能性について見てきた。そして、新人弁護士の段階で、すでに出身法科大学院や性別、所属する事務所の所在地、主として携わる業務

19) 他の弁護士調査からこの点を補強する類似の結果が得られている。それらは、2008年に実施された全国の弁護士を対象としたサンプル調査（宮澤節生・武士俣敦・石田京子・上石圭一「日本における弁護士の専門分化－2008年全国弁護士調査第2報－」青山法務研究論集第4号（2011年）211-213頁）、2010年に日本弁護士連合会が実施したいわゆる「経済基盤調査」（日弁連「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2010」自由と正義62巻6号（2011年）68頁）、2011年実施の62期弁護士を対象とした全数調査（宮澤節生他（前出注2）123-125頁）である。

の内容等によって、所得に差が生じていたことを明らかにした²⁰⁾。教育的背景が所属事務所の規模や主たる顧客の種類、ひいては所得にまで影響を及ぼすことについては、本人の能力について事前に把握することができない状況下において、学歴が本人の能力を代替するシグナルとして用いられるという説明（シグナリング理論）も考えられよう²¹⁾。では、法科大学院に進学するに先立って、法律学について専門的な勉強をしてきていないこと、つまり純粹未修者であることは、所得にどのような影響を及ぼすのであろうか。司法試験の合格率が低く²²⁾、難易度が高い現状を考えるならば、純粹未修者であるにもかかわらず、短期間の学習で司法試験に合格したということは、本人の能力が高いと見ることもできる。他方、同じ司法試験に合格している以上、純粹未修者かどうかで特に能力に差があるわけではないという見方も可能である。もし所得が当人の能力を何等かの点で反映しているのであれば、前者の仮説によれば、純粹未修者の所得は他の弁護士より高くなるであろうし、後者によれば、所得差は見られないことになる。

ところで、法科大学院は、もともと未修者や社会人を3割以上入学させることになっていた²³⁾。それは多様な背景を持つ者に法曹への途を開くという司法制度改革の理念に基づくものであった。しかし、現実には、司法試験の合格率が高くないこと、とりわけ未修者の合格率が低いことから、社会人などが法科大学院に進学しなくなっている。

しかし、これまで法律を学んでこなかった者が法科大学院に進学することは、たとえ数が多くなかったとしても、法曹の持つ背景の多様化という点では、意味のあることである。しかし、純粹未修者が法曹を目指すには、

20) 藤本亮・石田京子・武士侯敦・上石圭一「第67期弁護士のキャリア展開：2016年第1回郵送調査データの多変量解析」法政論集275号（2017年）89-91頁。

21) シグナリング理論については、たとえば、小野浩「スペイン『市場でのシグナリング活動』」日本労働研究雑誌669号（2016）2-5頁を参照。法科大学院ではないが、大学の偏差値が就職率や就職先の企業規模に関連していることにつき、たとえば竹内洋『日本のメロトクラシー 増補版：構造と心性』東京大学出版会（2016年）の指摘がある。

22) 2011年以降、司法試験の合格率は20%台を推移している。日弁連編『弁護士白書2016年版』（2016年）44頁。

23) 平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第3条1項では、「法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。」とされている。

「純粹未修者」弁護士の初期キャリア（藤本・宮澤・石田・武士俣・上石）

それなりの所得を得られることが期待できなければならないであろう。

では、純粹未修者の所得は、そうでない者と比べてどのような特徴があるのだろうか。それはどういった社会的背景によるものであろうか。この章では、こうしたことについて検討してゆくことにしよう。

2. 純粹未修者の所得の概要

まず、未修既修出身学部と所得階層と関係を確認したところ、[表 5-1]の通り、両者に有意な関連があるという結果になった。しかし純粹未修者と3年課程・法学部出身者の双方において、所得200万円以下が15%近くを占めているように、純粹未修であることが低所得であることと有意な関連を持っているかどうか明らかとは言えない。そこで、一元配置の分散分析を行い多重比較を行ったが、純粹未修者がそれ以外の者と比べて有意に所得が低いということは言えなかった。

続いて、純粹未修を構成する2つの要素、すなわち法科大学院の3年課程修了かどうか、非法学部出身かどうかのそれぞれについて、所得との関係について一元配置の分散分析を行ったが、ともに有意にはならなかった。

このように、純粹未修者かどうかは所得に有意な影響を及ぼしているとは言えないようである。

[表 5-1] 未修既修出身学部別と所得階層のクロス表

			所得階層				合計
			200万未満	500万未満	満	上	
未修既修出身学部別	3年課程非法学部	度数	9	21	31	3	64
		未修既修出身学部別の%	14.1%	32.8%	48.4%	4.7%	100.0%
	3年課程法学部	度数	3	9	6	2	20
		未修既修出身学部別の%	15.0%	45.0%	30.0%	10.0%	100.0%
	2年課程非法学部	度数	5	52	38	0	95
		未修既修出身学部別の%	5.3%	54.7%	40.0%	0.0%	100.0%
	2年課程法学部	度数	7	92	97	7	203
		未修既修出身学部別の%	3.4%	45.3%	47.8%	3.4%	100.0%
合計		度数	24	174	172	12	382
		未修既修出身学部別の%	6.3%	45.5%	45.0%	3.1%	100.0%

Fisherの正確確率検定 $p=0.003$ (両側)

3. 所得に影響する他の要因の検討

では、なぜ純粹未修者かどうかで、所得に有意な影響が出なかったのだろうか。

仮に、純粹未修者の所得がそれ以外の者と有意に異なっていたとしても、性別や勤務地など、所得に影響を及ぼす他の要因によって、その効果を統計上は打ち消してしまい、その結果として有意にならなかったということも考えられる。そこで、次に、所得に影響を及ぼす他の条件を考慮に入れた上で、純粹未修者かどうか所得に影響するかどうかをみてみよう。

弁護士の所得に影響する要因としては、教育的背景や社会的背景がある。教育的背景は、具体的には出身法科大学院である。これまでの分析では、62期であれ67期であれ、東京大学法科大学院出身者の場合には顕著に所得が高くなっていった²⁴⁾。そこで、まず東大法科大学院出身かどうかと、既修・未修・出身学部との関係を見たところ、統計的に有意な関連は見られなかった²⁵⁾。そして、純粹未修者について、出身法科大学院によって所得平均の差を一元配置の分散分析で見たと、有意な差が見られ²⁶⁾、東大法科大学院出身者は、北海道大や京都大学の法科大学院出身者と並んで、所得の平均が高かった。

逆に東大法科大学院出身者に絞って既修・未修・出身学部による所得の差を見たところ、有意な差は見られなかった²⁷⁾。

次に、弁護士の所得に影響する要因として、弁護士の社会的背景について検討しよう。まずは、性別である。67期調査では、クロス表レベルでは性別と所得との間に有意な関連は見られなかったが、一元配置の分散分

24) 62期については、宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感：第1回郵送調査第2報」青山法務研究論集第6巻（2013年）157-161頁、宮澤節生・藤本亮・石田京子・武士俣敦「第62期弁護士第2回郵送調査第2報一二変量分析から多変量解析へ」青山法務研究論集第10号（2015年）116-118頁、131頁を、67期については、前掲註20・88-89頁を参照。

25) Fisherの正確確率検定（両側）で $p=.786$ 。ただし、純粹未修者の割合と法科大学院との間に有意な関連が見られないというわけではない。回答者の多かった法科大学院6校（京都、慶應、早稲田、中央、東京、北海道）及びその他の法科大学院と、既修・未修・出身学部との関連を見たところ、両者には有意な関連が見られた（Fisherの正確確率検定（両側）で $p=.007$ ）。

26) $F(5, 57)=4.015, p=.002$ 。

27) $F(2, 23)=1.202, p=.331$ 。

析を行ったところ明確に有意な関連が見られた²⁸⁾。では、性別によって未修・既修・出身学部との間には、何らかの関係があるのだろうか。しかし χ^2 検定をしたところ、両者に有意な関連は見られなかった²⁹⁾。したがって、未修・既修・出身学部ごとに分類したとき、特定の類型に特定の性別が偏っていない。

そして、3年課程非法学部卒、3年課程法学部卒、2年課程非法学部卒、2年課程法学部卒のそれぞれについて、性別によって、所得差があるかどうかについて、一元配置の分散分析を行ったところ、有意な差は見られないという結果になった³⁰⁾。

なお、今回の分析課題とは直接関係しないが、既修・未修・出身学部ごとに、性別によって所得の平均に有意な差があるかどうかについて、一元配置の分散分析を行ったところ、そのいずれにおいても、性別の違いによって所得の平均に有意な差は見られなかった³¹⁾。全体で見たときに、女性の方が男性に比べて有意に所得の平均が低いのであるから、既修・未修・出身学部による4類型ごとに性別と所得との関係を見たとき、両者に有意な関連が見られないというのは、奇妙に思われる。今後、より深く検討する必要があるだろう。

次に、弁護士の所得に影響する要因として、事務所の所在地をみることにしよう³²⁾。Fisherの正確確率検定によれば、既修・未修・出身学部と現在の事務所所在地には有意な関連が見られた。

[表5-2]によれば、純粹未修者を含む非法学部出身者は東京23区内に事務所のある者の割合が低く、23区や県庁所在地以外の市町村に事務所のある者の割合が高い。そこで、純粹未修者に限って、事務所の所在地と所得との関係について一元配置の分散分析を行ったところ、23区内に事務所のある者とその他市町村に事務所のある者との間で所得の平均に有意な差が見られた³³⁾。

28) $F(1, 407)=5.891, p=.016$ 。性別と所得との関連については前掲註20・89頁を参照。

29) $\chi^2(3)=4.205, n.s. (p=.236)$ 。

30) 男性の場合、 $F(3, 282)=1.698, p=.168$ 、女性の場合、 $F(3, 92)=1.518, p=.215$ であった。

31) 3年課程非法学部卒では $F(1, 62)=1.295, n.s. (p=.260)$ 、3年課程法学部卒では $F(1, 18)=0.38, n.s. (p=.848)$ 、2年課程非法学部卒では $F(1, 93)=3.105, n.s. (p=.081)$ 、2年課程法学部卒では $F(1, 201)=1.371, n.s. (p=.243)$ 、であった。

32) われわれの調査に回答した67期弁護士全体でみると、23区内、県庁所在地、その他の3者間において、DunnettのT3の比較検定により、それぞれ所得の平均において有意な差 ($p<.01$) が見られた。

33) TurkeyのHSDの比較検定で $p=.014$ 。

[表 5-2] 未修既修出身学部別と Q5_現在の登録地・事務所・事務所所在地のクロス表

			Q5_現在の登録地・事務所・事務所所在地			合計
			1東京23区内	2県庁所在地	3上記以外の市町村	
未修既修出身学部別	3年課程非 法学部	度数	19	29	16	64
		未修既修出身 学部別の %	29.7%	45.3%	25.0%	100.0%
	3年課程法 学部	度数	10	9	4	23
		未修既修出身 学部別の %	43.5%	39.1%	17.4%	100.0%
	2年課程非 法学部	度数	22	54	23	99
		未修既修出身 学部別の %	22.2%	54.5%	23.2%	100.0%
	2年課程法 学部	度数	85	89	31	205
		未修既修出身 学部別の %	41.5%	43.4%	15.1%	100.0%
合計	度数	136	181	74	391	
	未修既修出身 学部別の %	34.8%	46.3%	18.9%	100.0%	

Fisherの正確確率検定(両側) $p=.0020$

そこで、現在の事務所の所在地ごとに、既修・未修・出身学部と所得との関係について、一元配置の分散分析を行ったが、いずれも有意な所得差は見られなかった³⁴⁾。

このほか、所得に影響しうる要因として、依頼者の種類すなわち業務内容が考えられる。そこで、依頼者の種類ごと（個人（扶助・国選）、個人（私選）、全国規模の大企業、地元大企業、中小企業、官公庁、その他）ごとに既修・未修・出身学部のそれぞれにおいて費やされる時間割合の平均について、一元配置の分散分析を行ったが、有意な差は見られなかった³⁵⁾。したがって、既修・未修・出身学部によって、顧客の種類が異なっていて、それが所得に有意に影響するということは考えにくい。

最後に、純粹未修者が、特段の法学教育を学部段階で受けてきていないにもかかわらず、その他の者と比べて、所得に有意な差がないことに、彼らの前職が影響している可能性はないだろうか。そこで、[表 5-3] のように既修・未修・出身学部と前職の有無との関係をみたところ、2年課程

34) 東京 23 区内では $F(3, 129)=1.358, p=.259$ 、県庁所在地では $F(3, 167)=.913, p=.436$ 、それ以外の市町村では $F(3, 66)=.504, p=.681$ 、であった。

35) 個人（扶助・国選）では、 $F(3, 389)=1.352, p=.257$ 、個人（私選）では $F(3, 389)=.968, p=.408$ 、全国規模の大企業では $F(3, 389)=.512, p=.674$ 、地元大企業では $F(3, 389)=.605, p=.512$ 、中小企業では $F(3, 389)=.959, p=.412$ 、官公庁では $F(3, 389)=1.564, p=.198$ 、その他では $F(3, 389)=1.211, p=.305$ であった。

「純粹未修者」弁護士の初期キャリア（藤本・宮澤・石田・武士俣・上石）

の出身者では、非法学部出身者であっても、24.5%しか前職経験がなかったのに対して、純粹未修者では60.3%に前職経験があるなど、両者には有意な関連がみられた³⁶⁾。しかし、全体で見たときに、前職の有無によって所得の平均に有意な差は見られない³⁷⁾。そして前職の有無にかかわらず、既修・未修・出身学部によって所得の平均に有意な差は見られなかった³⁸⁾。つまり、純粹未修者であることは、前職の有無にかかわらず、所得には有意には影響していないと判断できる。

[表 5-3] 未修既修出身学部別 と F7_ 弁護士登録前の前職経験の有無 のクロス表

			F7_ 弁護士登録前の職業_0 弁護士以外の職業についてはない		合計
			0	1	
未修既修出身学部別	3年課程非法学部	度数	38	25	63
		未修既修出身学部別の%	60.3%	39.7%	100.0%
	3年課程法学部	度数	10	8	18
		未修既修出身学部別の%	55.6%	44.4%	100.0%
	2年課程非法学部	度数	22	67	89
		未修既修出身学部別の%	24.7%	75.3%	100.0%
	2年課程法学部	度数	33	151	184
		未修既修出身学部別の%	17.9%	82.1%	100.0%
合計		度数	103	251	354
		未修既修出身学部別の%	29.1%	70.9%	100.0%

$$\chi^2(3)=47.813, p=.000$$

以上をまとめると、純粹未修者だからと言って、所属事務所の場所や規模、主要な依頼者の種類等に違いは見られない。そのため、彼らの所得は、他の者と比べて、特に低くはなかった。

36) $\chi^2(3)=47.813, p=.000$ 。

37) $F(1, 364)=.003, p=.959$ 。

38) 前職ありでは $F(3, 95)=.614, p=.608$ 、前職なしでは $F(3, 238)=2.342, p=.074$ 。

4. まとめ

純粋未修者の所得が、他の者と比べて、明確に低い可能性は確認できなかった。それは、前職の有無によって所得に違いがないことにも表れているように、彼らが司法試験に通って弁護士になったということが評価されているからではないかと思われる。

その一方で、回答した弁護士全体では、性別によって所得の平均に有意な差があったにもかかわらず、既修・未修・出身学部ごとにみた場合には、性別による所得差は消えてしまうのは何故なのかが、今後検討すべき課題として残る結果となった。

(上石圭一)

第6章 おわりに

純粋未修者のキャリア分析で最も期待される知見は、純粋未修者が他の法学部出身者や既修者コース修了者とは異なるパターンを示すことであろう。たとえば、理科系学部出身者が知財関係業務に進出し、国際系・外国語系学部の出身者が国際法務に進出し、心理学・社会学・社会福祉関係の学部の出身者が司法ソーシャルワークに進出するといったキャリア・パターンである。

残念ながら、我々の手持ちデータでは、そのような深い分析を行うことができなかった。しかし、「弁護士を選択する上での動機づけ」において法科大学院が有益であったとする者が、非法学部出身者、とりわけ臨床系科目を履修した純粋未修者の中で最も多いという知見は、法科大学院教育が純粋未修者教育において持ちうる意義を例示しているものと考えられる。また、現在の職場の選択理由について、「経験・即独」因子得点が純粋未修者において著しく高く、実際にも「即独」したと思われる者（事務所設立者たる経営弁護士）の割合が最も高いという知見は、とくに社会人経験を有する未修者において、自己の業務を開拓していく意欲が高いことを示唆している。

したがって、より大きなサンプルで、また業務内容により深く立ち入った質問内容で、未修者のキャリア分析をより本格的に実施する意義は大き

「純粹未修者」弁護士の初期キャリア（藤本・宮澤・石田・武士俣・上石）

いと考えられる。ただし、純粹未修者が減少を続ける現在、そのために残された時間は少ない³⁹⁾。

（宮澤節生）

※本研究は科学研究費補助金 15H03303 の研究成果の一部である。

39) ちなみに、第 67 期よりも 5 年前に登録した第 62 期の弁護士に対して我々が 2011 年に行った調査では、回答者に占める法学系学部・学科・大学院（法科大学院を除く）の卒業者の割合は、第 67 期の回答者の 80.6% に対して、5% ほど少ない 75.5% であった。したがって、純粹未修者の割合も、第 67 期の回答者に占める割合より高かった可能性がある。また、回答者数も第 67 期の 421 人に対して 621 人であったから、統計的に有意となる変数間の関係もより多いかもしれない。したがって、第 62 期弁護士のデータを再分析し、第 67 期との比較を行うことにも意義があると思われる。宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第 62 期弁護士第 1 回調査の概要—記述統計の提示—」青山法務研究論集 4 号（2011 年）190 頁を参照（<https://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/12493/00012493.pdf>、2018 年 9 月 5 日閲覧）。